

3 中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める中型まき網漁業の許可及び起業の認可(以下「許可等」という。)の取扱いについては、漁業の許可及び取締り等に関する省令及び福島県漁業調整規則(以下「規則」という。)の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類
中型まき網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数
総トン数5トン以上40トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域
福島県の海面
なお、操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。
- (5) 漁業時期
周年
- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 僚船は、許可番号第〇号〇〇丸と定める。
- (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争等が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より2ヶ統以上の申請があったとき。

- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。
- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

(他県からの入会)

第5 福島県に住所を有せず、かつ、その住所の所在する都道府県の知事から当該漁業の許可を受けた者が申請したときは、相互入会・その他漁業調整上支障がない場合に限り、第4の(2)の規定にかかわらず、許可をする。

(茨城からの入会の場合)

1 制限措置

- (1) 漁業種類
中型まき網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数
総トン数5トン以上40トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域
福島県の海面
- (5) 漁業時期
周年
- (6) 漁業を営む者の資格
茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者

2 許可等の条件

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 僚船は、許可番号第〇号〇〇丸と定める。
- (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争等が生じたときは、直ちに關係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和3年1月29日から施行する。
- 2 中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針（昭和50年9月1日）は廃止する。

附 則

この方針は、令和5年5月16日から施行する。